



令和元年 8月29日(木)
(2019年)

No. 15002 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度
-第19回- ミャンマー(上) …………… (1)

アセアン諸国の知的財産制度

-第19回- ミャンマー(上)

日本大学法学部(大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

アセアン諸国では、日本からの貿易・投資の拡大が見込まれ、今後とも高い経済成長が予測されている。このような状況に対して、アセアン諸国では、知的財産制度を整備して先進的な取り組みを行っている国が存在する一方で、知的財産制度の整備が初期段階の国も存在している。

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、

複数回に分けて紹介するものである。今回は、ミャンマーの知的財産制度のうち、特許制度、小特許制度、意匠制度を中心に解説する。

2. 総論

ミャンマーでは、特許法、工業意匠法、商標法が2019年5月24日に成立した。かつて、英国からの独立を果たした後、自ら特許法を制定したこともあつ



Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS
葛和国际特許事務所

副所長	弁理士	塩崎	所長	弁理士	葛和	清司*		
	弁理士	江	進		副所長	弁理士	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	杉	頭一			弁理士	井上	純一郎
	弁理士	栗	由美			弁理士	千野	櫻子
	弁理士	木羽	邦敏			弁理士	高河原	芳子, Ph.D.
	弁理士	小田切	美紗			弁理士	矢後	知美*
	弁理士	松浦	綾子		常任顧問	弁理士	前田	正夫
	中国弁理士	鄭	益鴻			技術顧問	R. Sankaran,	Ph.D.

*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階
TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760
E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>

たが、やがて廃止され、そのまま現在に至っている。これらの法律が成立するまでは、特許、意匠については、登記法に従って所有権宣言を登記所に登記し、新聞紙上で警告文を掲示することにより、自己の特許、意匠の保護が可能であったといわれている。また、商標については、登記法に従って、商標を登記所に登記し、その事実について自ら新聞公告することで、商標の不正使用への対応がなされていた。

著作権法についても、2019年5月24日に成立した。それまでは、英国統治時代の1914年に施行された著作権法が存在していたが、権利保護が不十分などの理由により、十分に利用されていなかった。

ミャンマーでは、2020年までに知的財産庁の設立を目指しており、それに合わせて、特許法、工業意匠法、商標法、著作権法が施行されるものと考えられる。

知的財産条約については、ミャンマーは、1995年1月にWTO(TRIPS協定)に加盟し、2001年にWIPO設立条約に加盟したが、それ以外の知的財産条約には加盟していない。現在、必要な知的財産条約への加盟に向けて準備を進めているところである。

3. 特許制度(特許法)

ミャンマーの「特許法」は、2019年3月11日に策定され、同年5月24日に成立した。ここでは、この法律に基づいて、ミャンマーの特許制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、ミャンマーの「特許法」の条文を示す。)

(1) 目的

特許法の目的として、以下のような規定がなされている(3条)。

- (a) 特許権者及び発明者の権利及び利益を保護すること
- (b) 技術革新及び技術的知識の流通及び移転を促進することによって、ミャンマーの製造業を発達させること
- (c) 技術的知識及び社会経済の発達を促進するために、発明者と発明の利用者の相互に有益な関係を構築すること
- (d) 発明者と発明の利用者の権利及び義務のバランスを図ること
- (e) 特許権者による特許権の濫用、及び、取引の独占を防止すること
- (f) イノベーションの環境を促進すること

<解説>

ミャンマーでは、日本と同様に、特許法の目的が明示的に特許法に規定されている。

(2) 保護対象

「発明」とは、「技術分野の特定の課題を解決することができる製造プロセスに関連する物又は創作」として規定されている(2条(j))。また、特許とは、「発明を保護するために、この法律で付与される知的財産権」として規定されている(2条(k))。

(3) 特許要件

①産業上の利用可能性

特許を受けるためには、「産業上の利用可能性」を有することが要件とされており、「産業上の利用可能性は、その発明が産業において生み出されるか又は用いられることが可能なことを意味する」とされている(13条(c))。

また、「産業」という用語については、「広く製造業及びサービス業、特に手工業、農業、畜産業、漁業、取引及びサービスのような社会経済の事業を包含する」とされている(13条(c))。

②新規性

特許を受けるためには、「新規性」を有することが要件とされており、「すでに存在している技術でない場合、発明は新規である」と規定されている(13条(a))。

また、「すでに存在している技術」については、「出願日又は優先日の前に、発行され、口述され、使用され、又は、公衆に開示された技術、又は、任意の方法で公表され、いずれかにおいて公衆に利用される技術を含む」と規定されている(13条(a))。なお、パリ条約に基づく優先権を主張して特許出願を行うことについても規定されている(43条)。

③新規性喪失の例外

パリ条約加盟国又は世界貿易機関加盟国により主催され又は認証された国際博覧会において展示された発明について、国際博覧会で最初に展示した日から1年以内に特許出願した場合、最初の展示の日から博覧会による優先権を主張することができる(44条)。

<解説>